

2026年6月8日
株式会社 荘内銀行
株式会社 北都銀行

環境省「令和8年度 バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業」 指定金融機関への採択について

株式会社荘内銀行（本店：山形県山形市、頭取：佐藤 敬）および株式会社北都銀行（本店：秋田県秋田市、頭取：佐藤 敬）は、環境省の今年度の利子補給制度である「令和8年度 バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業」の指定金融機関に採択され、脱炭素に資する設備投資を行うお客さまに対し、下記のとおり「バリューチェーン脱炭素促進利子補給融資」の取り扱いを開始いたしますのでお知らせいたします。

本件を活用した資金供給により、今後も地域のお客さまのESG投資および脱炭素化に貢献することで、引き続き地域社会の持続的な発展と課題解決に向けて取り組んでまいります。

記

【制度の概要】

制 度 名	バリューチェーン脱炭素促進利子補給融資
制 度 内 容	脱炭素に資する再生可能エネルギー・省エネルギー設備投資等に対する関連融資の利息の一部を、融資実行日から最大3年間、環境省が補給します。 【利子補給利率範囲】 利子補給利率最大 1.0% ※貸付利率 1.1%以上 ⇒ 利子補給利率 = 1.0% 貸付利率 1.1%未満 ⇒ 利子補給利率 = 貸付利率 - 0.1% なお、貸付利率が 0.1%以下の場合は利子補給の対象にはなりません。
所 管 省 庁	環境省（執行団体：一般社団法人環境パートナーシップ会議）
融 資 額 上 限	10億円 ※シンジケートローンの場合は、金融機関ごと上限10億円、合計上限30億円
利子補給対象	脱炭素に資する設備（例：ペロブスカイト型太陽電池、風力発電設備、LED照明設備、省エネ型加工機設備、電気自動車、省エネトラック等）
留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> お客さまが自らの二酸化炭素排出量について、定められた期日までに算定・報告を行い、執行団体のホームページで公表することが条件となります。 中古で購入した設備は利子補給の対象外となります。 同一の設備投資に対し、国の他の補助金を併用することはできません（県や市町村による補助金は併用できる場合があります）。

※ 「バリューチェーン脱炭素促進利子補給融資」の詳細については、一般社団法人環境パートナーシップ会議のホームページをご参照ください。（<https://epc.or.jp>）

以 上

本件に関するお問い合わせ先（報道機関）
荘内銀行 広報 IR 室 TEL:023-626-9006
北都銀行 広報 IR 室 TEL:018-837-1766